いじめ防止基本方針

１ いじめの定義といじめの基本認識

〈いじめの定義〉
「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
〈いじめの定義の確認〉
①けんかやふざけ合いであっても児童生徒の感じる被害性に着目し該当するか否かを判断する。
②好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。
（平成２９年１１月「山形県いじめ防止基本方針」より）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係な児童はいない」という基本認識に立ち、全児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、教育委員会、学校、家庭、地域住民、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめの未然防止、早期発見、即時対応、組織的対応に全力で取り組むものとする。なお、取り組みを進めるにあたっては、職員及び保護者、関係機関の共通理解、共通意識を基本とする。

２ いじめの未然防止のための取り組み

（１）安心感・存在感のある学校にするため
① 全職員が児童理解に基づき、日ごろから受容的態度で児童と接する。
② ＱＵの結果を踏まえて個人面談を実施し、学級生活での悩みを把握する。
③ PTA 組織や保護者同士のネットワークを生かした特色ある取り組みを推進する。

（２）互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間作りのため
① 教職員は適切な言語環境となるように心がける。
② 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学校行事への参加の仕方を工夫する。
③ 心の通い合う教職員の同僚性と協働体制を確立していく。

（３）いのちと人権を尊重し豊かな心を育てるため
① 生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
② 「いじめをしない、許さない」という人間性豊かな心を育てるために、道徳教育の充実を図る。
③ 全ての児童が授業に参加できるように、日常の教科指導の充実を図る。

３ いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

（１）いじめの早期発見のために、次の手立てを講じる。
① 良好な人間関係づくりを通じ、いじめを訴えやすい学級経営に努める。
② 日記・連絡帳を活用し、担任と児童、保護者との連絡を密にする。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問を実施し、迅速に対応する。
③ 定期的な教育相談週間を設けて、児童を対象とした教育相談を実施する。

④　いじめ発見調査アンケート（児童用）といじめに関する保護者アンケート（保護者用）を実施する。

⑤　Ｑ－Ｕ調査、校内生活アンケートを計画的に実施する。

⑥　月１回の「子供を語る会」で、職員間で児童の生活全般についての情報を交換する。

⑦　スマホ、携帯等インターネット上のいじめ防止と早期発見、対応のため、情報モラル指導として、高学年を中心としてネットモラル研修会等を実施していく。

（２）いじめの早期解決のために、組織的に対応する。

①　情報収集を綿密に行い、聞き取りとすり合わせを経て事実確認を行う。

②　いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている児童に対しては毅然とした態度で対応する。

③　周りの児童には、いじめを止められなくても知らせる勇気を持つことが大事なことを指導する。

④　基本方針の周知、取り組みの情報を提供していく。

⑤　いじめの広域化やネットいじめ等の場合は、警察や法務局等の協力を要請する。

※　いじめ防止対策委員会のメンバー

校内委員会・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、該当児童の担任

※構成メンバーは事案により柔軟に対応する。

※　いじめ発生の場合の適切な対応

①正確な情報収集

↓

②指導体制・方針の確認　←　被害児童の徹底した安全確保

↓

③児童生徒への指導・支援　←　保護者との連携

↓

④事後の対応　←　集団への指導、継続観察

４ いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも３ヶ月以上）

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

５ 重大事態への対応

①重大事態の疑いがあると認められたときは、校長は学校の設置者に報告する。

②事実関係を明確にするための調査を早い段階で実施する。

６ 点検・評価と不断の見直し

学校評価の中に、「いじめ問題への対応」を位置づける。